

運転免許の自主返納について

「車の運転に自信がなくなってきた」「車を運転中にヒヤッとすることが増えてきた」ということはありませんか？

事故を起こしてしまう前に、運転免許の自主返納制度について知っていただき、ご自身の運転について一度考えてみてはいかがでしょうか。

運転免許返納の手続き等

免許の返納は、各警察署または運転免許試験場で手続きができます。

身分証明書として活用できる「運転経歴証明書」の交付を希望する場合は、運転免許試験場で申請すると即日交付が可能です。

運転免許自主返納者に対する支援事業

飯塚市および桂川町では、運転免許の自主返納をされた方に対する支援が行われています。

	飯塚市	桂川町
対象者	65歳以上で、飯塚市に住民登録があり、全ての運転免許を返納された方	桂川町に住民登録があり、平成31年4月1日以降に全ての運転免許を返納された方
支援内容	①コミュニティ交通回数券7,000円分の交付 ②タクシー乗車券5,000円分の交付 ③ICカード乗車券(nimoca)5,000円分の交付 (①～③から1つ選択、1人1回限り)	タクシー乗車券 11,000円分の交付 (1人1回限り)
必要書類	・申請による運転免許の取消通知書 (返納の際に交付) ・運転免許証(穴のあいたもの) ・印鑑	・申請による運転免許の取消通知書 (返納の際に交付) ・運転免許証(穴のあいたもの) ・印鑑
申請期間	自主返納後3か月以内	自主返納後6か月以内

※ 令和5年12月末時点の支援事業となります。

※ 支援事業に関する問い合わせは、各役所まで。